

## 知多市若者支援地域協議会設置要綱

平成27年知多市告示第27号

### (設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者を包括的に支援するため、知多市若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (支援対象)

第2条 協議会は、修学及び就業のいずれもしていない若者その他の若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する概ね15歳から40歳未満のものを支援の対象とする。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 支援に必要な体制の整備に関する協議に関すること。
- (3) 支援に関する調査、研究、研修、広報活動及び啓発活動に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項及び市長が特に命ずる事項に関すること。

### (組織)

第4条 協議会は、20名以内とし、次に掲げる関係機関及び団体等の者をもって組織する。

- (1) 教育関係
- (2) 福祉関係
- (3) 保健、医療関係
- (4) 雇用関係
- (5) 学識経験者
- (6) 市の関係機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 協議会に座長及び副座長を置く。

- 3 座長及び副座長は、学識経験者をもって充てる。
- 4 座長は、会務を総理する。
- 5 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。  
(若者支援調整機関)

第5条 法第21条第1項に規定する若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として、知多市福祉子ども部子ども若者支援課を指定する。

- 2 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 協議会の事務の総括に関すること。
  - (2) 関係機関及び団体の連絡調整に関すること。
  - (3) 相談窓口の運営及び相談に関すること。
  - (4) 関係支援団体等の活動拠点の確保に関すること。
  - (5) 次条に規定する個別ケース検討会議に参画する関係機関等の選定及び招集  
(会議)

第6条 協議会に全体実務者会議、個別ケース検討会議及び支援機関フォーラムを置く。

- 2 全体実務者会議は、別表に掲げる関係機関及び団体の実務者により構成し、協議会の運営方法及び支援方針の策定に関する事項の検討、関係機関及び団体相互の情報交換等を行い、認識の共有を図るために開催する。
- 3 個別ケース検討会議は、相談窓口での相談及び各支援機関への紹介だけでは十分でなく、複数の支援機関及び団体が協議する必要が認められる個別のケースについて、調整機関が必要と認める関係機関及び団体を選定して協議するために開催する。
- 4 支援機関フォーラムは、関係機関及び団体の実務者が、支援に向けた手法及び事例の検証を実施するとともに、各支援機関及び団体の事業内容などの認識を深め、「顔の見える関係づくり」を推進する場として開催する。
- 5 第2項及び第3項に掲げる会議において、必要に応じて別表以外の関係機関及び団体等を招集することができる。  
(会議の開催)

第7条 全体実務者会議及び支援機関フォーラムは座長が招集し、個別ケース検討

会議は調整機関が招集する。

2 全体実務者会議は年2回以上、支援機関フォーラムは年1回以上開催し、個別ケース検討会議は必要に応じ随時開催する。

(秘密保持義務)

第8条 協議会の構成員は、協議会の事務に関し知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関及び団体等以外の者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年知多市告示第39号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年知多市告示第19号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年知多市告示第50号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年知多市告示第60号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年知多市告示第64号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年知多市告示第88号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。